

# 八千代市営霊園（合葬式墓地）利用許可後の手続きについて

## 1. 納骨について

合葬式墓地に納骨すべき焼骨を所持している方は、納骨の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、納骨予定日の 7 日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。書類の提出がない場合は納骨できません。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園合葬式墓地焼骨埋蔵届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証（納骨後にお返しいたします）
- ③火葬許可証または改葬許可証
- ④使用料納入の領収書（利用許可直後の納骨の場合のみ。確認後お返しいたします）

※焼骨の納骨に適した容器に納めてください。

※墓地には、焼骨以外のものは納骨できません。

※火葬許可証または改葬許可証の無い焼骨の納骨は法律で禁止されていますので、納骨手続きまで紛失されないようご注意ください。

※自己のために利用することを目的に納骨壇の利用許可を受けた方は、その死後においてその焼骨が納骨壇に納骨されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

※納骨壇の利用期間は利用許可の翌日から起算して **20 年**までです。納骨壇の利用期間の経過後は地下の合葬室に合祀いたします。

## 2. 納骨できる焼骨の範囲

納骨できる焼骨は利用許可証に記載されている方が対象となります。利用者の変更はできません。

### 3. 納骨壇の利用期間の延長

納骨壇の利用期間は利用許可の翌日から起算して 20 年までです。納骨壇の利用期間の経過後は地下の合葬室に合祀いたします。ただし、納骨壇利用者は、利用期間の満了する日までに申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の利用期間を延長することができますので、次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出し利用期間の延長の申請をしてください。

(延長可能な期間)

焼骨を納骨した日（2 体用の納骨壇にあたっては、最後に焼骨を納骨した日）から 20 年を経過する日または当該利用許可の日から 30 年を経過する日のいずれか早い日となります。

(延長に係る使用料)

1 体用 延長期間 1 年につき 5,500 円（消費税込）

2 体用 延長期間 1 年につき 11,000 円（消費税込）

[提出書類]

- ①八千代市営霊園合葬式墓地納骨壇埋蔵期間延長承認申請書（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

### 4. 利用権の承継（2 体用の場合のみ）

合葬式墓地の 2 体用の利用者が死亡したときは、利用者とともに合葬式墓地に納骨される予定の方は利用者の地位を承継することとなります。速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園合葬式墓地承継届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③従前の利用者が死亡したことがわかる戸籍の謄本若しくは全部事項証明書

- ④死亡した利用者と地位を承継した者との続柄を明らかにする書類
- ⑤地位を承継した者の住民票の写し及び戸籍の謄本または全部事項証明書
- ⑥その他市長が必要と認めるもの（理由書等）

## 5. 記載事項の変更

墓地利用者は、墓地利用許可証の記載事項（住所・本籍・氏名）に変更が生じたときは、速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園利用許可証記載事項変更届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③変更内容を証明する書類  
住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの），戸籍謄本等

## 6. 墓地利用許可証の再交付

利用者は、利用許可証を紛失または棄損したときは、速やかに次の書類を市役所健康福祉課へ提出して再交付を受けなければいけません。再交付手数料として 300 円の納付が必要です。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園利用許可証再交付申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②利用者の身分証明書（確認後お返しいたします）

## 7. 墓地の返還

利用者は合葬式墓地に焼骨が納骨されていない場合で、合葬式墓地を利用する必要がなくなったときは、速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。なお、使用料は返還いたしません。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園合葬式墓地利用終了届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

## 8. 利用許可の取消し

次の事項に該当する場合は，墓地の利用許可を取り消す場合があります。

- ①条例または条例に基づく規則に違反したとき。
- ②虚偽の申請その他不正の手段により利用許可を受けたとき。

利用許可を取り消された方で合葬式墓地納骨壇に焼骨を納骨している方は，市長の指定する日までに焼骨を引き取っていただきます。引取りが無い場合は市長が別に定める場所に改葬します。市営霊園内の合葬式墓地に改葬した場合，地下に合祀した焼骨はお返しできません。

## 9. 他の墓地への改葬及び分骨について

### 【他の墓地へ改葬する場合】

市営霊園にすでに納骨されている焼骨を他の墓地等へ移す場合は改葬許可証が必要です。次の（１）から（３）の手続きが必要となります。

#### （１）埋蔵証明書発行の手続き

市役所健康福祉課にて埋蔵証明書を発行しますので，次の書類を提出してください。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園埋蔵証明書発行申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証（確認後お返しいたします）

#### （２）改葬許可証発行の手続き

八千代市役所戸籍住民課へ埋蔵証明書を添えて改葬許可証の交付を受けてください。  
※改葬許可証の申請の際の必要書類等については詳しくは市役所戸籍住民課へお問い合わせください。

### **(3) 焼骨の返還**

改葬許可証をもって市営霊園管理事務所で焼骨の返還を受けてください。焼骨の返還の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、返還予定日の 7 日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園合葬式墓地焼骨返還申出書（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③改葬許可証（八千代市役所戸籍住民課で交付を受けてください）

### **【他の墓地へ分骨する場合】**

市営霊園にすでに納骨されている焼骨の一部を他の墓地等へ移す場合は分骨証明書が必要です。次の **(1)** から **(2)** の手続きが必要となります。

#### **(1) 分骨証明書の発行の手続き**

市役所健康福祉課にて分骨証明書を発行しますので、次の書類を提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園分骨証明書発行申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証（確認後お返しいたします）
- ③分骨先の受入れ証明書（分骨先の寺院，霊園から受領してください）

#### **(2) 焼骨の返還**

分骨証明書を添えて市営霊園管理事務所で焼骨の分骨をしてください。分骨の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、分骨予定日の 7 日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してく

ださい。

〔提出書類〕

①八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

②八千代市営霊園分骨証明書

※分骨用の骨壺をご用意ください。

## 10. 利用上の注意事項

- (1) 合葬式墓地内には、焼骨を納骨し、またはその返還を受ける場合を除き立ち入ることが出来ません。納骨後の参拝は合葬式墓地建物正面の参拝広場で行ってください。
- (2) お供え物（供花は除く）はご遠慮ください。塔婆につきましては所定の塔婆立てに立ててください。
- (3) 霊園施設及び設備の利用に際しては、損傷したり汚損することのないように、ご注意ください。
- (4) 霊園内における営利行為は、一切禁止しております。
- (5) その他霊園内において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑をかける行為をした場合は、ただちに退去していただきます。
- (6) 霊園内における盗難、事故等におきましては一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

# MEMO

## 八千代市営霊園 案内図



### お問い合わせ先

〒276-0001

八千代市小池 1521-1

八千代市営霊園管理事務所

TEL 047-489-7466

FAX 047-489-7488

〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所健康福祉課

TEL 047-421-6731(直通)